

ハッピー メール

HAPEE MAIL

Hiroshima international Access and Promotion center for Economic Exchange

公益財団法人ひろしま産業振興機構
国際ビジネス支援センター

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47

TEL : 082-248-1400 FAX : 082-242-8628

ホームページ: <http://www.hiwave.or.jp/HAPEE/>

本誌掲載記事・写真の無断転載を禁止します。

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。

CONTENTS

(公財) ひろしま産業振興機構 理事 松岡弘道 「ハイブリッドで支援に取り組みます」…… 1	重慶「2014年 第1 四半期重慶市の経済分析」…… 5
海外レポート ニューヨーク「アメリカでの出店、成功の鍵「地域性の重視」 「資金力、情報力」」…… 2	ハノイ「ベトナムでの石油開発と中国問題」…… 6
上海「増加している中国人訪日観光客」…… 2	パソカ「インラック首相失職」…… 7
タイ「2013年インド新会社法の概要について第二回」… 3	台北「台湾の美容業界」…… 7
ジャカルタ「投資ネガティブリストの改定」…… 4	ホーチミン「ベトナム M&A②「外資参入障壁」」…… 8
大連「PM2.5(微小粒子状物質)で健康管理が真剣に」… 5	ソウル「オンラインショッピング市場」…… 9
	中国法律特集 (第5回)
	三浦法律事務所中国法アドバイザー 葛虹先生…… 10
	ハッピーからのお知らせ…… 11

ハイブリッドで支援に取り組みます

公益財団法人ひろしま産業振興機構
理事 松岡弘道



この4月に着任しました松岡と申します。国際ビジネス支援センターを担当いたします。

どうかよろしくお願いいたします。

国際ビジネスを取り巻く環境は、県内の景気が緩やかに回復している中で、輸出についても増加傾向と観測されています。

こうした中で、我々は県内企業の皆様が、アジアを中心とした海外市場での販路拡大などビジネス機会を広げられるようお手伝いしているところです。

近年、アニメや食等の日本の特色ある商品やサービスを「クールジャパン」として海外に紹介されていますが、国においては「クールジャパン戦略」として海外市場獲得のための取り組みとして進められています。最近では、その範囲は工芸・ものづくり産業にまで拡大されている感があります。

言うまでもありませんが、県内には様々な業種において、こうした特色ある商品や製品を生み出す企業

が数多くおられます。職員一丸となって県内企業・団体の皆様のニーズを現場に出向いてしっかりと伺い、ビジネス拡大のお役に立つよう取り組んでまいります。

さて、我々の国際ビジネス支援センターは広島県、広島市、広島商工会議所、広島銀行からの派遣職員と財団職員とで構成されております。出身組織の文化は異なりますが、ミッションは県内企業の皆様の海外ビジネス拡大への支援に尽きます。

職員がそれぞれの視点から皆様のニーズを把握し、融合して産振構ならではの視点からの対応を行えることが強みと考えます。我々の事務所はかつては異業種企業間交流を目的とした融合化センターとして使用されておりましたが、今度は我々自身がハイブリッド体として支援に取り組んで参ります。

国際ビジネス支援センターをよろしくお願いいたします。

アメリカでの出店、成功の鍵「地域性の重視」「資金力、情報力」

ニューヨーク ビジネスサポーター 今泉 江利子

日本での少子高齢化が進むと同時に日系企業の米州進出のスピードは速まるばかりです。ユニクロや無印良品の米州、欧州での成功、寿司やラーメンなどの和食を世界に広める飲食業の試み、家具のニトリ、スーツケースのエース（ゼロハリバートン）、メンズ高級シャツの鎌倉シャツ、100円ショップのダイソーも米州進出。実際、どうにか進出することはできても、今後はいかに早く初期投資を回収し、本国の業績にプラス効果をもたらすことができるか、固定客を増やしていくか、米国での本当の実力が問われることとなります。ここでは、進出前に考えておきたい米州進出を成功に導くための鍵について書きたいと思います。

一つ目は「地域性の重視」。ニューヨークからロサンゼルスまで飛行機で6時間もかかる広い米国は、州のみならず、都市において、またブロックごとでさえも住む人種や購買の嗜好が変わります。私の住むニューヨークでいえばミッドタウンといっても42丁目から1ブロックでも南にくだると働く人のファッションがよりカジュアルになります。反対に北上すると高級感が増します。出店する場合には何日か曜日を変えてどのような人が通るのか、彼らの嗜好や購買意欲など、確信が持てるまでリサーチをしないと、思ったとおりの効果が得られないことが多くなります。「去年来たときは大体客層が合うと思ってここに出店したが、本当はもう一ブロック北にすればよかった」など、ロケーションの決定で成功と失敗が分かれるのは、場所によって住んでいる人や勤めている人の人種や業種、彼らの嗜好が分かっている米国ならではの点です。満足いく調査をするためには相談する相手を現地に長くすむ日本人

だけに限らず、必ずアメリカ人の専門家とつながり、彼らの視点と十分な調査からの情報を重視すべきです。

二つ目は「資金力と情報力」。出店をするには店舗の確保が必要ですが、米国で不動産を牛耳るのは主にユダヤ系アメリカ人。彼らのネットワークの強さと交渉力のしたたかさは世界に知れ渡っています。専門家を使わないでリース契約などしようものなら、賃料未払いやリース後の改修の費用に個人債務の条項をつけられたり、固定資産税の上昇率を上回る税の料金を巧妙に契約に紛れ込ませたり、足元を見ているような契約を突きつけてくることあるのです。条件の正当性を確認しようと期限までに署名できなかつたりすると突然交渉を打ち切られることもあり、十分なコミュニケーションがあってもそれを上回る情報力と交渉の要素などのビジネスセンスが必要になります。リース契約があまりに不公平だったために、ほかに有利な条件の物件が見つかってサブリースができないようになっていたり、サブリースでデポジットの大幅値上げが要求されたり、その後の成長性を制限するような契約になっているケースが良く見られます。最近の私のお客様の例では、年間の賃料が周囲の物件の賃料よりも極端に高いことがわかり弁護士を使って交渉しようとしたところ、当人が英語で交渉すれば受け付ける、と英語の勉強を強いられたこともありました。

アメリカ、特にNYでは「郷に入れば郷に従う」大丈夫だろう、と素直に契約書にサインすることで将来において大きな負担になることが多いのです。豊富な経験があり信頼できるコンサルタントや弁護士を使って最初の一步を踏み出していきたいと思います。

増加している中国人訪日観光客

広島上海事務所長 西尾 麻里

5月12日に日本外務省が発表した統計によると、2013年の中国人に対する査証（ビザ）の発給件数は約97万2,000件で、前年より12.7%減少したことが分かりました。2012年から続く日中問題が影響しているものと見られています。しかしながら、一方では、訪日外国人の中では全体のビザ発給数のうち52.1%を中国人向けが占めており、依然として大きな存在となっています。そして驚くべきは、2014年に

入ってからのビザ発給数です。2013年全体としては前年を上回っていませんが、後半から増加傾向にあり、2014年1月には同月比較での過去最高の発給数を記録。そのビザを携えた多くの中国人観光客が2月初めの旧正月休暇で日本を訪れたのです。その勢いは衰えを見せず、3月にも過去最高を更新、夏休みとなる6月～8月にかけての申請数は更に増えると予測されています。

さて、当上海事務所では、このハッピーメール誌面を通して現地の経済関連情報をお伝えしたり、現地でのビジネスマッチングの機会をご提供したりする他に、広島県のPRをお手伝いする事業も行っています。その一環として、この度上海で開催された『WTF2014 上海世界旅行博覧会』に岡山県、香川県、愛媛県、北九州市と共同で「瀬戸内海ブース」を出展しました。

この博覧会は、50を超える国と地域が参加し、観光の魅力をPRするだけでなく、多くの旅行会社がそれぞれの商品を特別価格で提供するため、毎年多くの一般来場者で賑わっています。それは、日本の各地域が集まったエリアも例外ではありませんでした。日中問題の話題を出す来場者は一人もおらず、この機会に出来るだけ多くの情報を集めようと、両手いっぱいパンフレットを抱え、広い会場を行き来していました。



訪日旅行を扱う旅行社によると、最近の訪日観光客はリピーターが増え、これまで定番ルートだった東京-大阪方面より、地方都市を好む傾向も出てきているようです。人気の北海道をはじめ、九州、そして瀬戸内海。中国のLCC（格安航空会社）による日本の国内線への参入も、こういった中国人の旅行パターンの変化を見越し、東京や大阪から地方都市へと観光客の訪問地域を広げる狙いがあるようです。

一度の旅行で、温泉からショッピングまでの充実したツアーを好む他、フリープランを希望する訪日観光客も多くなっています。特にショッピングでは、中国の銀行が発行した「銀聯（ぎんれん）カード」で決済が可能な日本の商店やホテルなどが増えているため、気軽に買い物を楽しんでいます。中国の巨大市場に参入する日系企業はたくさんありますが、日本の経済を活性化してくれる訪日観光客を受け入れる側も、中国人旅行客に対する“おもてなし”の準備をする必要があるでしょう。

2013年インド新会社法の概要について 第二回

チェンナイ ビジネスサポーター 田中 啓介

こちら南インド・チェンナイは、5月に入り最高気温は連日40度を超え、暑さが本格化してきました。また、有権者8億人超と言われるインド総選挙を終えて、10年ぶりに誕生した新政権BJPのナレンドラ・モディ首相の政策に対するインド国民の期待は最高潮に達しており、また、インド進出を検討している外国企業も同様に大きな期待を寄せています。さて、今回はインド新会社法の概要の第二回として「取締役」に関する改正内容についてご紹介いたします。

■ 居住者取締役 (Resident Director) (新会社法：第149条)

2013年インド新会社法において、「全ての会社は、前年の1月1日から12月31日までにおいて182日以上居住している者を少なくとも1名取締役として選任しなければならない」と規定しています。旧会社法においても、取締役社長 (Managing Director) や常勤取締役 (Whole-time Director)、支配人 (Manager) については、上記に類似する規定が存在したが、非公開会社は対象外であったこと、また、公開会

社やみなし公開会社であったとしても、インド中央政府の承認を得れば当該役職にインド非居住者を選任できる、という逃げ道がありました。

しかしながら、新会社法の下においては、このような適用除外規定がないため、全ての会社が必ず1名の居住者取締役を選任する必要があります。既にインド進出済の日系企業で、インド居住者要件を満たす日本人駐在員が社内存在する場合には、当該日本人駐在員の取締役としての在任期間を延長することによって、日本へ帰任後も駐在後任者がインド居住要件を満たすまでの一定期間をカバーすることが可能となります。一方で、インドへ100%独資で新規進出する場合には、社内の従業員がインド居住者要件を満たすのを待つか、もしくは、社外のインド居住者に取締役就任を依頼する等の対応が必要となります。(2014年4月1日付で施行済)

■ 女性取締役 (Woman Director) (新会社法：第149条)

2013年インド新会社法、及び、規則案におい

て、「全ての上場会社、もしくは、上場会社以外の全ての公開会社のうち払込資本額が10億ルピー以上、または、売上高が30億ルピー以上の会社は、最低1名の女性取締役を選任しなければならない」旨を規定しています。上記に該当する会社は、施行後に次回開催される取締役会、又は、3か月後のいずれか遅い時期までに選任する必要がありますが、多くの日系企業は対象外であるものと思われます。(2014年4月1日付で施行済)

■ 社外取締役 (Independent Director) (新会社法：第149条)

2013年インド新会社法、及び、規則案において、「全ての上場会社、もしくは、上場会社以外の全ての公開会社のうち払込資本額が1億ルピー以上、売上高が10億ルピー以上、または、未弁済ローンや借入金、社債等の負債総額が5億ルピー

超のいずれかに該当する会社は、取締役総数の3分の1以上の社外取締役を選任しなければならない」旨を規定しています。また、同条第6項において、社外取締役は、適切な知識や経験を有している者で、かつ、直近3会計期間中においてその親会社や子会社、関連会社の一定の役員または従業員ではない者、との規定があるため、親会社や関連会社の役員等を社外取締役に選任することができません。したがって、上記に該当する会社は、弁護士や会計士等の外部の専門家に社外取締役への就任を依頼する等の対応が必要となることが考えられます。また、施行後に次回開催される取締役会、又は、3か月後のいずれか遅い時期までに選任する必要があります。(2014年4月1日付で施行済)

投資ネガティブリストの改定

ジャカルタ ビジネスサポーター 松井 和久

インドネシアでは、参入禁止の業種や、資本比率などで参入制限のある業種を定め、それ以外への投資を認める「投資ネガティブリスト」方式が採られています。このリストは2~3年に1度の割合で改定されてきました。前回は2010年でしたので、改定は2012年か遅くても2013年には行われるはずでしたが、ようやく、2014年5月になって、改定されたことが明らかになりました。

政府はなぜ、投資家にとって重要な情報である投資ネガティブリストの発表を公明正大に行なえなかったのでしょうか。実は、2013年11月、改定内容の一部がメディアに漏れて、大幅な外資規制緩和の計画に批判が起きました。2014年総選挙・大統領選挙を控えて、政治的に民族主義的雰囲気高めようとする動きがあったことでもあります。外資規制緩和を進めたい投資調整庁と国内産業保護を進めたい各省庁との間で、かなり激しい議論が行われていたようです。その結果、たとえば、映画配給に関しては当初49%まで外資参入が認められると予想されていましたが、最終的には内資のみとなりました。空港運営管理も、100%外資可能とする予定だったのが49%までと、

日本語仮訳：

http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_ip_lampiran.pdf

原文(インドネシア語)：

http://www5.jetro.go.jp/newsletter/jkt/2014/Perpres39_2014_in_lampiran.pdf

現状のままとなりました。

空港運営管理の例のように、投資調整庁は、外資を活用して国内インフラ整備を加速させることを目指しました。しかし、結局、外資比率は改定前とほぼ同じに終わりました。改善が緊要となっている物流部門では、前回までは外資比率制限がなかったものが、今回は流通・倉庫で33%まで、冷蔵保管ではスマトラ、ジャワ、バリで33%まで、それ以外の地域で67%までの外資比率制限が入りました。インフラ整備や物流促進のために外資を活用するという当初の方針は、結果的に十分実現されませんでした。

インドネシア経済が発展するにつれ、国内投資で可能な部分が大きくなったり、国内企業を育てるために外資の参入を制限する方向が出てきたりするのはいやむを得ないことかもしれません。こんなところにも、昨今のインドネシアの自信を感じます。他方、投資規制を多少強めても、今後も成長が期待されるインドネシアへの外国投資は続くという強気の判断もあったかもしれません。最新の投資ネガティブリストは以下のジェトロのページからダウンロード可能です。

北京が PM2.5 で大騒ぎし始めた当初、われわれ大連の人達は「大連にいてよかった」と胸を撫で下ろしていましたが、その後すぐに大連でも PM2.5 が簡単に 200 マイクログラム以上を記録するようになり、きれいに晴れていると思った日でも、50 マイクログラム以上と高い数値を記録するなど、急に人々の生活に大きく影響するようになりました。

人々は、まずは屋外運動をする事をためらいます。特に子どもを連れている場合、運動によって逆に喘息を罹ってしまう恐れがありますので、公園などで遊び子どもは激減してしまって、室内の遊具施設に頼ってしまう家族も増えました。それでも、子どもの咳や過敏性喘息が増えつつあり、親達は不安で仕方がないです。ただ、マスクをつける習慣は大連ではいまだ普及していません。北京などではマスクが売れ切れる等、ネットワーク販売の好調さなどが話題になっておりま

すが、大連ではまだマスク姿が少ないようです。よく考えると、人々が PM2.5 に対してマスクの有効性を疑うのが一番の理由でしょうか。

また、肺癌患者の急増が心配されています。大連医科大学付属病院のある医者のお話によると、毎年医者達が健康診断をしているにもかかわらず、今年に入って 12 人も肺癌を発病していた事が分かりました。昨年はわずか 4 人しかいませんでしたので、大気汚染の影響力の大きさが分かります。今まで聞いたこともなかった癌早期検査に関心が高くなり、日本と関わりのある方々は、友人やビジネスパートナーなどを呼びかけて、数人で日本へ検査をしに訪日した話を何件も聞いています。検査料は 10 万円から数十万円で、全額自己負担となりますが、親と子どもに対して責任重大の中年世代にとっては高くない金額でしょう。

2014 年第 1 四半期重慶市の経済分析

重慶 ビジネスサポーター 吉川 孝子

4 月 29 日、市統計局は「第 1 四半期重慶市開放型経済解析データ」を発表した。

全世界の経済は低迷しているが重慶開放型経済は急速に発展しており、2014 年第 1 四半期重慶市輸出入総額は 1,318.14 億元を実現、昨年同時期比 8 割以上成長した。重慶の輸出入総額は全国トップ 10 に入り、西部地区第 1 位に位置付け、その内輸出総額は全国第 9 位に上昇した。成長率としては全国で第 3 位となっている。また、機械・電力設備、ハイテク製品は急速に輸出額が増加しており、その中でも特にノートパソコンは急激に増加した。ノートパソコンを始めとした加工貿易では 827.96 億元の輸出入額を実現し、昨年同時期比 50% の増加で、総額の 6 割以上を占める。全市で輸出したノートパソコンは、累計 1,243 万台である。

重慶市輸出入総額のうち、機械・電力設備の輸出額は 531.94 億元、昨年同期比 32.0% 増加、輸入額は 259.61 億元、同期比 54.4% 増加。ハイテク製品の輸出額は 401.57 億元、昨年同期比 47.3% 増加、輸入額は 198.02 億元、同期比 61.3% 増加となっている。

重慶市にとって香港は最大のパートナーになっており、香港、米国とドイツは重慶輸出市場のトップ 3 位、

韓国とマレーシアは輸入市場のトップ 2 位を占めている。また、民営企業と国有企業の輸出入額は、昨年同期比それぞれ 50% と 84.1% の増加となり、第 1 四半期外資企業は 590.07 億元の輸出入額を実現、重慶市輸出入総額の 4 割以上を占めてそのうち輸出割合は二分の一を上回る。

第 1 四半期、全市にて新しく締結された外資プロジェクトは 46 件で、契約外資金額 4.10 億ドル、実際に外資から投資された金額は 21.52 億ドル、伸び率は昨年同時期比ほぼ同じである。更には、6 大陸 23 カ国（地区）からの外国投資企業が、重慶に投資する意向を表した。アジアからの実際の投資済資金は 15.40 億ドル、総投資額の 7 割を上回る。その中で首位に位置つける香港は、総額の 6 割以上を占め、次はシンガポールである。また、重慶へ投資する外資企業で一番多い業界は製造業で、実際投資済資金は全市投資総額の半分近く占める。続いて金融業、レンタルビジネスサービス産業となっている。不動産産業への投資はランキングの第 4 位に下落した。

ちなみに重慶市には日本通運、日本梱包を始めとする 9 社が、ノートパソコン、自動車部品などの輸出入業務を主として進出している。

ベトナムは、1986年に原油の商業生産を開始し、最初に採掘した原油を日本向けに輸出しました。それから30年近く経過し、ベトナムの石油産業も大きく成長してきました。先月から世界中で大きく取り上げられている、中国による西沙諸島での石油試掘では、両国関係と今後のベトナムの石油開発に大きな影響を与えています。今回は、現在、世界から注目を集めている石油産業の現状および課題について取り上げてみます。

1975年のベトナム戦争終結直後、ベトナム政府は石油ガス産業を主管する公的機関として「石油ガス総局」を設立しました。当時のベトナムにおける石油産業はゼロの状態と言っても過言ではありませんでした。1981年にはロシアとの間でVietsovpetroという石油合弁会社が設立され、同合弁会社の本社がホーチミン市から約120キロ離れた沿岸都市のプンタオにあり、海岸から145キロ離れたBach Ho（バクホー）海底油田を中心



に石油を採掘しています。2013年現在、同社の原油生産量は550万トンで、ベトナム原油全生産量1,670万トンの33%を占め、ベトナムで最大の原油採掘会社となっています。現在、ベトナムの稼働油田数は約30、全て海底油田で、1990年代から日本企業も石油開発に積極的に参画しています。掘削リグの鋼材をはじめ、掘削用パイプや資材などの多くが日本企業から調達されており、同分野で多くの日本企業が活躍しています。

2006年、ベトナム政府は国際的に通用する石油開発企業を育成するため、政府組織である石油ガス総局とその傘下にある国営企業を再編成し、ペトロベトナム社（PetroVietnam）を設立しました。同社は海外での探鉱・開発事業にも積極的に取り組み、世界11箇所で地下に眠る石油を探し出す探鉱プロジェクトと、海外で8つの油田開発プロジェクトに参加しています。また、2008年には、ベトナム初のズンクワット製油所を約1,000ヘクタールを使用しベトナム中部クア

ンガイ省に建設しました。同製油所は2009年より稼働し、年間650万トン（14.8万バレル/日）の原油精製能力を有しています。

外国企業によるベトナム第二の製油所は、出光興産、三井化学、クウェート国際石油との合弁事業で、北部タインホア省ギソンに建設が開始され、2017年稼働予定です。精製能力はズンクワット製油所を30%上回る20万バレル/日を予定しています。現在第三の製油所建設計画も検討されており、建設予定地は南部ブンタオ市ロンソン島となっています。

その他、石油や天然ガスを利用した関連プロジェクトとして、メコンデルタ最南端のカマウに、天然ガスを用いた尿素系肥料工場が2012年に建設され、海底から採掘したガスを原料として年間80万トンの尿素を生産しています。この肥料工場で日本の造粒技術により生産された尿素肥料が、ベトナムのメコンデルタ地域をはじめ、全国に供給されています。

化学繊維分野では、2012年に北部ハイフォン市にベトナム初の工場が建設され、日産500トンのポリエステル繊維を生産しています。

広島県からも関連分野へ参入しており、竹原市の白井汽船株式会社が、5月15日、ベトナム北部のハ

白井汽船 LPG 供給基地完成予想図



ナム省ドンバン工業団地でLPG供給基地の起工式を行いました。ここでは、日本の技術を導入し、

液化石油ガス充填ステーションを建設、2015年3月より稼働を予定しています。今後、ベトナムで採掘される天然ガス利用を視野に入れ、北部ベトナム地域での家庭用および工業用液化ガスの普及に大いに貢献するものと期待されています。

過去30年間で、ベトナム石油開発は大きな成長を遂げました。同分野への日本企業参入も大きなチャンスであると考えられますが、5月2日に中国が突然、大型石油掘削機をベトナム200海里領海内（西沙諸島付近）に持ち込んだことにより、領海内資源開発の

大きな不安要素となっています。ベトナム政府は、国際法に基づき、交渉による問題解決に臨んでいます。中国は自己理論の主張を繰り返すのみで進展は期待できません。南シナ海を巡る安全保障のために、日本、アセアンおよび国際コミュニティの協力のもとで緊張緩和や平和解決を促すよう期待されています。

ベトナムの過激な反中デモは、ベトナム首相が携帯

電話所有者に一斉に発信したメッセージにより沈静化しています。15日から18日にかけて合計5回、メッセージが送られ、愛国心のある国民に対し、デマや不法な扇動者に惑わされることなくベトナム法と国際法に則り行動することを求めています。首相からのメッセージに従い、過激な抗議行動は短期間で沈静化しています。〔平成26年5月21日時点〕

インラック首相失職

現与党の貢献党が、最も恐れてきた「司法クーデター」が再び起こりました。憲法裁判所はインラック政権下で行われた高級官僚の更迭人事を巡り、インラック首相が憲法に違反して不当に介入したと認定、「親族の利益のために人事に介入したと信じる理由がある」とし、首相は失職するとの判決を下しました。これで、タクシン派首相が3代続けて憲法裁判所に違憲判決を下されることになりました。

1997年憲法で誕生した憲法裁はタイ史上最も民主的といわれておりますが、2006年のクーデターを受けて制定された2007年憲法でさらにその権限が強化されました。これを、立法、行政、司法の三権分立どころか、完全に司法の暴走を許している、危険極まりない歴史的悪法と捉える見方もあります。

インラック氏は「首相を務めたことを誇りに思う。これまで国民のために全力を尽くしてきた。」と語り、集まった支持者達から差し出されたタクシン派のシンボルカラーである赤色の薔薇を受け取りながら、約3年務めた首相の幕を閉じました。

首相失職の追い風に乗れ、反タクシン派は一気にタクシン体制打倒に向け「最後の決勝」に打って出ようとしています。国王に暫定首相の承認を求めるといった動きもあります。反タクシン派は、上院議長、最高裁、憲法裁、最高行政裁の各長官、選挙管理委員長に

バンコク ビジネスサポーター 富永 勇三

対し、暫定首相を指名するよう要求しており、指名され次第、国王に奏上したい考えです。また、一方において、政権から憲法第7条を発動し、中立的な暫定首相を選出した上で、国王に奏上するという案も浮上しています。憲法7条は、「(統治原則への準拠) いずれかの場合に本憲法に適用すべき規定がない時においては、国王を元首とする民主主義制度の統治慣習に従って判断する」と謳われています。

目下、根拠法及び拡大解釈の議論が活発であり、また国王裁定を求める声が多いのも事実です。国王は現在の由々しき国家の事態に憂慮されており、国民が心を一つにし、一致団結することの重要性を諭されておられますが、直接的な裁定及び対応策を命じることはされておられません。

以前、国王に首相候補が奏上された際、国王がそれを辞退されたケースもあります。それに対して、多くのタイ国民が「国民が国家の危機を自分達で考え、協力、一致団結して乗り越えていきなさい。そしてより良い国家を自分達の手で築いていきなさい。」との国王からのメッセージであると受け止めました。

果たしてこの国家危機、難局をタイ国民が自力で乗り越えて行くことができるのか？ タイ王国としての正念場を迎えています。〔平成26年5月15日時点〕

台湾の美容業界

台湾の美容業界を知るチャンスがありましたのでご紹介いたします。結論的に言えば日本の美容業会の縮図の様ですが、異なるところもあり問題を抱えているところもあります。

台湾の美容業界と言っても大きく分けて3種類に分かれます。

第1はいわゆる美容院で、頭髪を扱うお店です。つまり「美髪」と言います。第2は所謂エステで、顔を

台北 ビジネスサポーター 皆川 榮治

含む全身美容です。第3はネイル美容で「美甲」と言います。今回ご報告するのは「美髪」業界の状況です。

台湾には、「台北市女子美容商業同業公会」という業界団体即ち組合があります。ここには現在、台北市とその周辺を対象とする1700店の美容企業(店)が参加しています。内訳は400店にも及ぶ加盟店を持つ大きな企業もあれば、一般の家庭やマンションの1室で営んでいるひとり経営の美容室まで大小様々です。し

かし、その80%が個人の家庭美容室です。また、組合に参加しないお店はもっと多く、総数8000軒と言われます。

加盟店を多く持つ大型の美容院の場合は、出店も標準化されており、センスも良く、日本の美容院と遜色のないきれいな店がまえて、スタッフも揃っています。しかし、逆に小規模経営の美容院でもしっかりした店構えで、スマートできれいなお店もけっこうあります。なかには日本人スタッフをそろえ、日本人客を固定的に持っているお店もあります。それに反して家庭美容室の場合は、マイシャンプー持参で美容室に来るお客さまもあり、店主との人間関係の良さが特徴です。

台湾の美容院での特徴は何と言っても手先の器用さです。ハサミさばきが器用で顧客の注文に合わせてきれいに仕上げてくれます。美容技術的には日本のスタッフと全く変わらない、またはそれ以上のレベルがあります。

ただ接客面ではスタッフが顧客と対面しているときは良いのですが、来店客への迎え方や待っている顧客に対する接遇が良くありません。どの業種にも言えま

すが、専門技術については良く勉強し技術修得も熱心ですが、顧客を始め他人を慮る心が小さいので接遇が充分ではありません。

美容組合の幹部の方々にお聞きしましたが、今台湾の美容業界での最も悩ましい問題は、技術スタッフの流動性です。全体に技術スタッフの人数が不足気味で、スタッフの引き抜きがあり、多くの店が頭を痛めています。

但し、この問題も上手に解決しているお店もあります。店主がスタッフとの良い人間関係を持ち、スタッフ自身働き甲斐を感じているお店です。これが成功の決め手です。

日本の美容院が、台湾に来てスタッフ不足を解消し成功するには、以上から次の2つがキーポイントと言えます。ひとつは、経営者がスタッフや従業員との良い関わりを持てる経営管理能力を持つこと。もうひとつは、顧客を思いやる接客技術とその心を伝えることです。台湾の方たちは優れた人が多いので教れば付いてゆきます。決め手は言語の問題ではなく経営者の幅です。経営コンサルタントとしての私のアドバイスです。

ベトナム M&A②「外資参入障壁」(5回シリーズ)

ホーチミン ビジネスサポーター 石川 幸

ベトナムでは、5月中旬に反中デモや一部暴徒化が発生しましたが、引き続き、広島県企業等からのベトナム進出相談もあり、日本企業の進出意欲は変わっていません。

5回連載ベトナム M&A の第2回は、「外資参入障壁」についてです。

1. 外資参入障壁が残る

ベトナムには会社法に相当する「統一企業法」(2007年)があります。何が統一かということ、「内資企業」と「外資企業」について、同じ法例で対応しているからです。しかし、内部では別の章が設けられており、役所での対応は内資と外資で扱いが異なる分野が色濃く残っています。ベトナムだけでなく、どの国でも内資保護、外資参入障壁はあります。

統一企業法によると、外資企業の設立には「投資ライセンス証」が必要となっています。法的には審査ではなく登録なのですが、実質「許認可」というのが実態です。ローカル企業を買収する場合(外資企業を買収する場合には外資参入障壁がクリアされている可能性が高い)、この外資参入障壁を慎重に確認しないと

けません。

一時、「新規外資企業の設立は困難であるものの、ローカル企業を買収することで外資参入障壁をクリアできるかもしれない」という、まことしやかな噂が流れていた時期もありましたが、ロジカルには、それは出来ません。ただ、ベトナムには常に個別例外事象があり得るので挑戦する価値はあります。ローカル企業を買収する場合には、外資でも認められる事業なのか否かが大事なポイントになります。(事業範囲については、次回、解説します)。

2. 投資ライセンス証の承認プロセス

通常の M&A では、基本合意、Due Diligence(投資対象の実態やリスクを適正に把握するための事前調査)、最終合意・投資ライセンス変更申請、実行(M&Aの対価支払)という段取りになります。日本でも同様ですが、許認可事業は当局が許可を出さないと営めませんので、株式譲渡や営業譲渡が有効となり得ません。従って、通常は実行前に許認可申請があります。ベトナムで大事なものは、投資ライセンス変更という時点で、許認可を確認するステップが必ず実行(M&Aの対価

支払)の前に入るといことです。

3. M&A 合意だけで対価の支払いをしないこと

当局の指導が入る際には、エスクロー口座(第三者である銀行などが管理し、条件付で譲渡金額を決済する)を利用して「ベトナムに譲渡資金」があることを証明する場合があります。なぜならば、M&A の対価を譲渡先に支払ってしまうと、もし投資ライセンス証の変更が承認されない場合、株主としての地位を得られないことになり、ベトナムローカル企業に対する無担保の貸出(金銭消費貸借契約書もないことから、借入返済の約束をしていない等の借入条件も未定。)とな

ってしまう懸念があるからです。ましてや、ベトナム国内の外為法では、中長期の借入(1年以上の借入)は中央銀行の事前承認が必要となっているため、それにも違反していることになってしまいます。このような混乱を防ぐには、譲渡先との合意だけでは不足であり、「投資ライセンス証での株主の地位」を確保することが絶対に必要です。

今回は、「事業範囲」の定義が M&A にどう関係するのか記載します。

※来月号以降は、③事業範囲、④不動産、⑤M&A の狙いを予定しています。

オンラインショッピング市場

シンガポール ビジネスサポーター 碓 知子

<ショッピングは最大の娯楽>

国土が狭く風光明媚な場所にも恵まれないシンガポールでは、娯楽といえばショッピングと映画でした。ですから、「オンラインショッピング?うーん、お店に行って物を見て、お得感を納得しないとシンガポールの消費者は買わないよね」というのが、これまでの通説でした。しかし、ブロードバンド、スマートフォンの急速な普及、SNS の浸透、IT に違和感のない若い世代の増加、といった社会の変化から、ここ数年で E コマース業界が表舞台に出てきています。調査会社のユーロモニターレポートによると、シンガポールの 2013 年のインターネット小売市場は 9 億 6000 万シンガポールドル。前年比 12% の伸びを示しました。こうした中、日本の楽天も今年、シンガポールで事業を立ち上げました。

【シンガポールドル=約 8 1 円 (5 月 26 日時点)】

<人気商材はアパレル。非生鮮の日用品も>

E コマースで購入できる商材は多岐に渡りますが、人気が高いのはアパレル。Qoo10, Singsale, Zalora などのシンガポール発の E コマースサイトもアパレルのラインアップが充実しています。また、スーパーマーケットチェーンを持つ Dairy Farm や NTUC Fair Price のオンラインストアや、オンラインのみのスーパー Redmart のユーザーも増えているようです。確かに、洗剤などちょっと重たいもの、生鮮でないものは、オンラインで買って届けてもらうと便利です。英語が日常的に使われ言語の壁がないシンガポールでは、英国などの海外のサイトを利用する人も多く、英国の ASOS、Etsy (アンティークものやハンドメイドアイテム)、サプリメントの iHerb、化粧品の Luxola など

の利用者も多いようです。

<いつでもどこでも、決済も簡単>

オンラインショップの人気上昇の背景は、高いブロードバンド普及率。情報通信開発庁のデータによると、家庭のブロードバンド普及率は 106.0% (2013 年第 4 四半期)、ワイヤレスブロードバンドの普及率は 172.5% (同) に上ります。以前は、決済セキュリティに不安がありましたが、技術革新により不正は減少。オンラインストア運営企業も大手で評判のよいところが出てきていて、安心して買える環境になったことが背景です。またブラウザを開けば一度に複数のショップを見ることができます。インターネットとともに育ってきた若者は、本、電化製品、サプリメントなど、オンラインで簡単に価格が比べられることに魅力を感じているようです。

<それでもオンラインショッピングは小売市場の 1.5%>

しかし、人気が高まっているというものの、シンガポールのオンラインショップの市場規模は、小売全体の 1.5% (※) を占めるに過ぎません。国内市場が小さいので、グローバルプレーヤーはシンガポールのオンラインショップビジネスにあまり熱心ではない、とも言われています。大手不動産会社の Jones Lang LaSalle の調査によると、シンガポール人がオンラインショップで手を出すのは、単価が 100 シンガポールドルまでで、高額商品は売りづらい市場だといいます。人気上昇中とはいえ、参入には綿密な調査と計画が必要でしょう。

(※) 米国は 5.8%、英国は 10.4%

三浦法律事務所・中国法アドバイザー葛虹先生が講演されました「中国ビジネスの撤退に関する法制度と実務について」（平成24年11月）をハッピーメール用に加筆いただき、数回に分けてシリーズで紹介させていただきます。

「中国ビジネスの撤退に関する法制度と実務について」

1. 中国ビジネス撤退方法
 - (1) 出資持分譲渡 例1、例2
 - (2) 解散・清算（普通清算） 例3、例4、例5
 - (3) 破産清算
 - (4) 合併 例6
2. 中国ビジネス撤退に伴う従業員の解雇の問題
 - (1) 解雇の法的手続
 - (2) 経済補償金 例7

今月号での掲載 左記目次のうち、

- 1 中国ビジネス撤退方法
- (2) 合併 例6

となりますので、保存してご覧ください。

1. 中国ビジネス撤退方法

注：第4回（4月号）からの続き

4) 合併

通常、合併とは、2つ以上の会社は、法律上の規定に従い、協議書等の締結を通じて一つの会社になることを指します。中国法上、吸収合併と新設合併との二つの形態が認められています。吸収合併とは、1つの会社が他の会社を吸収して当該会社に加入させ、吸収する会社は継続して存続し、加入する会社は解散し消滅することをいいます。これに対して、新設合併とは、二つ以上の会社が合併して1つの新たな会社を設立し、合併前の各会社は解散することをいいます。合併の場合、新設会社は改めて会社設立に伴う審査機関の許可が必要であるため、吸収会社がそのまま存続する吸収合併と比べて、手間がかかってしまいます。実務上、吸収合併を行うケースが多いといえます。

以下は、吸収合併の例を挙げて解説いたします。

例6：

日本企業A社は、10年前100%出資で上海と北京で、それぞれB社、C社を設立しました。A社は、B社を吸収会社、C社を解散会社とし、この二社を統合することにより、一部事業の撤退を検討しています。どのような方法で進むべきですか？

本件の場合、その具体的な手続は、以下のとおりです。

- ① B社C社による合併協議書の締結。
- ② 審査機関への合併に伴う解散の申請
- ③ 審査機関への合併に関する仮許可の申請
- ④ 債権者への知らせ
- ⑤ 審査機関への最終審査許可の申請
- ⑥ B社による変更手続、C社による抹消登記手続
- ⑦ B社による債権者、債務者への変更知らせ。

中国法上合併に関する法規制は、日本法と共通する部分がありますが、日本法と異なる部分もあります。例えば、合併に伴う解散についての審査機関による審査が必要であったり、吸収会社による最終審査許可の申請が必要だったりなど、審査に関する手続きが何段階も入っているという点が大きく異なります。

上記の手続の流れのなか、以下の点を留意する必要があります。

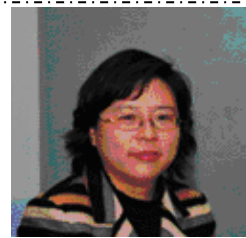
●債権者の保護のための措置をとる必要があります。

吸収合併により解散会社の全資産及び債権債務は包括的に合併後の吸収会社に承継されることとなります。解散会社及び吸収会社は、それぞれ自らの債権者に対して債務の承継計画案を説明しなければなりません。また、債権者から債務承継計画案の修正の要望ないし弁済や担保提供の要求に応じなければなりません。

●合併に伴う従業員配置問題を適法に取り扱わなければなりません。

原則として、解散会社に勤める従業員の労働契約は合併解散の影響を受けず、継続して有効です。その労働契約は、合併によって権利義務を承継する吸収会社が引き続き履行することとなります。従業員の配置問題は、審査機関が合併審査における重要な審査ポイントとなっています。この問題を解決しない限り、合併手続が進むことが困難です。

葛 虹 (かつ こう) 三浦法律事務所 (広島市中区) 所属 中国法アドバイザー
浙江大学法学部卒、中国弁護士試験合格、中国政法大学大学院修士課程終了、
広島大学大学院社会科学研究科法律学専攻 (法学博士)、
2006 年から東京の黒田法律事務所 で日本企業の中国ビジネスに関する
法務支援に従事、2010 年から広島の三浦法律事務所 に所属。



次回 (第 6 回・最終回) は 8 月号に掲載予定です。保存してご覧ください。

★★★★★★★★★★ **ハッピーからのお知らせ** ★★★★★★★★★★★★

||| **締切間近!** ||| **お申込み未だの方!** ||| **今すぐお申し込みを!**

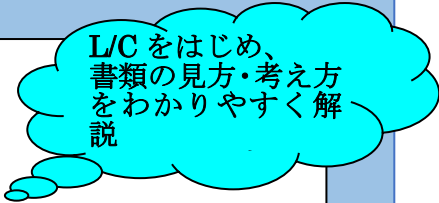
平成 26 年度「国際取引実務研修」開催案内

貿易業務初任者や担当者の方、これから貿易実務を習得される方を対象に、国際取引実務の基礎について、貿易の流れに沿ってわかりやすく解説するとともに、関連書類の見方、考え方や留意すべきポイントを交えながら実践に即した研修を開催いたします。奮ってご参加ください。

● 研修内容

わかりやすい貿易実務の基本

- 貿易の流れ (取引の引き合いから契約までの概要)、インコタームズ
- 貿易の流れ (商品、書類ならびに代金決済の概略)
- ロジスティックス (物流) と Supply Chain Management (SCM)
- 海外取引と損害保険、代金決済と外国為替、通関手続きと関税



● 開催日時・場所

会場	日 時	場 所
広島会場 (定員 40 名)	6 月 20 日 (金) 9:30~16:30	広島県情報プラザ 2 階「第 1 研修室」 (広島市中区千田町 3-7-47)
	6 月 27 日 (金) 9:30~16:30 ※ 2 日間計 12 時間	

● 講 師

近畿大学経営学部商学科 教授 勝田 英紀氏 (JETRO 認定貿易アドバイザー)

● 申込方法・受講料など詳細は当機構 HP をご覧ください。

(http://www.hiwave.or.jp/HAPEE/seminar_event.html)

ハッピーからのお知らせ

参加者募集！

参加無料

中国ビジネスシリーズ講座（全4回）

（公財）ひろしま産業振興機構では、昨年度に引き続き、「中国ビジネスで課題を抱えている」「中国進出に向けて中国ビジネスを学びたい」などの悩みやご要望にお応えするため、当機構の広島上海事務所を10年以上にわたって運営している㈱チャイナワークが持つ知識やノウハウを、皆様へご提供させていただきます。

全4回シリーズで、それぞれ講演会と個別相談会をご用意しておりますので、皆様の解決したい課題、相談したい悩みなどにあわせてご参加いただければ幸いです。参加料は無料となっておりますので、ぜひお気軽にご参加ください。

年間開催日 (予定)	第1回 平成26年 7月17日(木)・18日(金) ※下記をご覧ください
	第2回 平成26年 9月18日(木)・19日(金)
	第3回 平成26年 11月 5日(水)・ 6日(木)
	第4回 平成27年 2月 5日(木)・ 6日(金)

第1回 転換期の中国で勝ち抜くための「中国ビジネスセミナー」

【講演会】

平成26年7月17日(木)

13:30～15:30

「日本の技術を中国企業へ売る時代」

■講師：㈱チャイナワーク

専務取締役 遠藤 誠 氏

■場所：広島県民文化センター 5階

(広島市中区大手町1丁目5-3)

サテライトキャンパスひろしま

502大講義室



【個別相談会】

平成26年7月17日(木)

① 15:40～16:25

② 16:30～17:15

■場所：広島県民文化センター

平成26年7月18日(金)

③ 9:20～10:05

④ 10:10～10:55

⑤ 11:00～11:45

■場所：（公財）ひろしま産業振興機構
国際ビジネス支援センター

※ 詳細・申込方法等につきましては、同封の案内チラシをご覧ください。

『アジア食品販路開拓セミナー』開催ご案内

本セミナーは、アジアへの食品販路開拓を目的としたセミナーで、現在の日系食品メーカーの動向やアジア販路開拓の留意点、また最近話題となっているイスラムマーケットへの対応としてのハラール認証・マレーシア進出ファンドについて専門家よりご講演いただきます。ご多用の中とは存じますが、ご関心の方は是非ご参加ください。（詳細・申込先は同封チラシをご覧ください）

日時

平成26年6月10日（火）13:30～16:50

会場

ひろしまハイビル21 17階 会議室（広島市中区銀山町3-1）

主催

㈱広島銀行、日本貿易振興機構（ジェトロ）広島貿易情報センター、広島県、
（公財）ひろしま産業振興機構、（独）中小企業基盤整備機構中国本部

プログラム

第1部「アジア食品販路開拓について」

日本貿易振興機構（ジェトロ）広島貿易情報センター 所長 高橋 弘紀 氏

第2部「ハラール認証と日系企業の動向について」

NPO法人 日本ハラール協会 理事 伊藤 健 氏

第3部「マレーシア進出ファンド」

株式会社インスパイア 代表取締役 高槻亮輔 氏